

医療の給付対象について

本救済措置事業では、医療手帳対象者が疾病等（ジフェニルアルシン酸の曝露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等を除く）について、医療機関にかかった場合、その医療費の自己負担分を支給することとしている。

適正な医療の給付を行うために、下線部（医療の給付対象外）について確定する必要があり、今後、年に1回以上は臨床検討会において検討・確定を行う。

対象外である（他に原因が明らかである 等）と推定できる疾病等

- ・ 当該汚染井戸の水を飲用に供する住宅に住む以前に発症した疾病
- ・ 感染性疾病
- ・ 遺伝性疾病
- ・ ヒ素以外の中毒性疾病
- ・ 正常分娩に係る産科診療
- ・ 歯科診療
- ・ 第三者行為による傷害
- ・ その他、他に原因が明らかであると主治医が認めた疾病